

備 甲 達 第 1 7 号
公 甲 達 第 1 2 号
務 甲 達 第 3 8 号
生 企 甲 達 第 1 2 号
刑 企 甲 達 第 1 3 号
交 企 甲 達 第 1 7 号
平成 2 2 年 2 月 2 2 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画の策定について（通達）

対号 平成21年4月28日付け備甲達第26号、公甲達第37号、務甲達第102号、
生企甲達第46号、刑企甲達第13号、交企甲達第34号「石川県警察新型
インフルエンザ対策行動計画の改正について（通達）」

新型インフルエンザ（H1N1）が我が国において本格的な流行期を迎える一方、東南アジア等において人への感染が多数確認されている高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルスが、人から人へ感染する能力を獲得する危険性は依然として高いと言われているところ、一たび新型インフルエンザ（以下H5N1型等のより強毒なものを想定とする。）が国内で発生すれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されるとともに、治安に与える影響も甚大なものとなるおそれがある。

このような情勢を踏まえ、警察としては、新型インフルエンザの発生に備え、職員の感染の予防・拡大防止を図るとともに、新型インフルエンザの発生時には限られた人員の中で、治安の確保等に必要な業務を継続し、その業務の継続に必要な物資・サービス等を確保する体制を構築する必要がある。

そこで、このたび、別添のとおり「石川県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画」を策定したので、同業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ発生時においても治安維持機能を保持し、必要な業務を適切に継続できるよう万全を期すこととされたい。

（災害係 5722）

石 川 県 警 察
新型インフルエンザ対応
業 務 継 続 計 画

平成22年2月17日
石川県警察本部

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 実施方針等	1
第3節 被害想定	1
第2章 実施体制	2
第1節 未発生期の体制	2
第2節 海外発生期の体制	2
第3節 国内発生期の体制	2
第4節 知事部局等関係機関との連携	2
第3章 発生時継続業務等	2
第1節 業務継続の基本方針	2
第2節 新型インフルエンザ対策業務	3
第3節 一般継続業務	3
第4節 縮小・中断業務	4
第4章 業務継続のための執務体制の確立	4
第1節 新型インフルエンザ発生時の執務体制	4
第2節 人員計画	4
第3節 職員等の感染状況の把握	5
第5章 業務継続のための執務環境の整備	6
第1節 庁舎管理及び物資等の確保	6
第2節 情報通信の確保	6
第3節 医療体制の確保	7
第6章 感染防止の徹底	7
第1節 個人及び家庭での感染予防	7
第2節 職場における感染拡大防止策	7
第3節 発症者等への対応	7
第4節 来庁者への対応	8
第7章 業務継続計画の発動等	8
第1節 発動	8
第2節 状況に応じた対応	8
第3節 通常体制への復帰	9
第8章 業務継続計画の維持・管理等	9
第1節 公表・周知	9
第2節 教育・訓練	9
第3節 点検・改善	9

第1章 総則

第1節 計画の目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザ（H5N1）については、ほとんどの人が免疫を持っていないため、これが発生すれば、世界的な大流行（パンデミック）が起り、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としており、新型インフルエンザの発生時においても、新型インフルエンザ対策業務を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を継続することが必要である。

しかし、新型インフルエンザの流行時には、その感染力の強さから職員等の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることも想定されている。

このため、その流行に備え、職員の感染の予防・拡大防止を図り、限られた人員の中で、真に必要な業務を継続し、また、その業務の継続に必要な物資・サービス等を確保する体制を構築する必要がある。

本計画は、新型インフルエンザ発生時においても、石川県警察がその機能を維持し必要な業務が継続できるよう、新型インフルエンザ発生時の社会・経済状況を想定し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 実施方針等

第1 業務継続計画の実施方針

業務継続計画の実施に当たっては、石川県警察本部各部門及び各警察署が連携を密にして一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関とも連携し的確に業務を推進する。

第2 石川県公安委員会への報告等

業務継続計画の実施に当たっては、時機を逸することなく石川県公安委員会へ報告し、新型インフルエンザ流行時には、石川県公安委員会の管理の下、その権限に属された事務の迅速かつ適切な実施に努める。

第3節 被害想定

政府の新型インフルエンザ対策行動計画及び新型インフルエンザ対策ガイドラインで示された被害を想定とする。

人的被害等想定

人的被害等想定	
発症率	全人口の25%が罹患

医療機関 の受診者	1,300～2,500万人
死亡者	17～64万人（致死率0.53～2.0%）
流行	一つの流行の波が約8週間続き、その後流行の波が2～3回繰り返される
欠勤率	職員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、職員の最大40%程度の欠勤

なお、新型インフルエンザの流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に左右されるものであることから、実際に新型インフルエンザが発生した場合には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。

第2章 実施体制

第1節 未発生期の体制

石川県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱に基づく石川県警察新型インフルエンザ対策委員会において、新型インフルエンザの発生に備えた各種対策を推進するとともに、各部門間及び本部・警察署間の調整を図り、本計画の策定及び見直しを図る。

第2節 海外発生期の体制

新型インフルエンザが海外で発生した場合には、石川県警察新型インフルエンザ対策本部を設置し、業務継続計画の発動に向けた検討を行う。

第3節 国内発生期の体制

新型インフルエンザが国内で発生した場合には、石川県警察新型インフルエンザ対策本部が中心となり、業務継続計画を発動する。

第4節 知事部局等関係機関との連携

業務継続計画の実施に当たり、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して新型インフルエンザ対策等必要な業務を推進する。

第3章 発生時継続業務等

第1節 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ発生時においても警察の役割を的確に推進するため、新型インフルエンザ発生に伴う各種対策業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保に必要な警察業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断するものとする。

第2節 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ発生時に、警察庁新型インフルエンザ対策行動計画及び石川県警察新型インフルエンザ対策行動計画（以下「石川県警察行動計画」という。）で取り組む対策のほか、新たに発生した業務を新型インフルエンザ対策業務とする。

石川県警察行動計画では、新型インフルエンザの発生時には次の業務に取り組むこととしている。

- 実施体制の確立
- 感染拡大の防止
- 防疫措置の支援
- 水際対策の支援
- 新型インフルエンザの地域封じ込めの支援
- 多数死体取扱いに当たっての措置
- 社会秩序の維持

第3節 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安及び国民生活や経済活動に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザによる被害は長期化することが考えられるところ、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

一般継続業務については、別表1のとおりとする。

ただし、一般継続業務についても、

- 緊急性や必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断すること。
- 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行うこと。
- 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮することとする。

第4節 縮小・中断業務

調査・研究業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

縮小・中断業務については、別表1のとおりとする。

ただし、縮小し、又は中断する業務であっても、特に対応が必要と認められる場合には、業務を調整の上、適切に対応する。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1節 新型インフルエンザ発生時の執務体制

第1 指揮命令系統の明確化

1 幹部の感染リスクの低減方策の実施

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

2 代理者の指定

新型インフルエンザ発生時に業務上の意思決定権者である幹部が罹患するなどにより出勤が困難となった場合には、当該幹部に代わり得る職の者が対応に当たる。

3 電話等による報告

意思決定権者である幹部が、濃厚接触者として外出自粛等の要請を受けた場合には、可能な事項については電話・FAXにより報告し、意思決定を行う。

第2 業務継続実施責任者の指定

新型インフルエンザ発生時において、業務を管理し、発生時継続業務を的確に継続するため、業務継続実施責任者を指定する。

業務継続実施責任者は、所属長とする。

第3 感染防止従事責任者の指定

新型インフルエンザ発生時において、職員の感染者拡大をできる限り抑えるため、職員等の健康管理、感染予防及び職場内における感染拡大防止業務を行う感染防止従事責任者を指定する。

感染防止従事責任者は、次席（副隊長、副校長）、副署長（次長）とする。

第2節 人員計画

業務継続実施責任者は、別表1に基づき、あらかじめ所属内で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画

を作成する。また、新型インフルエンザ発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

第1 人員計画の作成

業務継続実施責任者は、別表2「人員計画」を作成する。

人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を、原則として所属内で確保する。

この際、次の2点を留意する。

- 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。
- 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握しておく。
また、第3に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討する。

第2 人員計画の運用

1 未発生期

業務継続実施責任者は、部下職員の業務を的確に管理するとともに、各業務資料の整理と共有化を図る。

2 海外発生期

業務継続実施責任者は、発生時継続業務及び必要人員等を確認し、国内発生に備えて具体的な人員配分等を検討する。

3 国内発生早期

業務継続実施責任者は、速やかに業務を縮小し、又は中断し、発生時継続業務に人員を配分する。

4 感染拡大・まん延期

発生時継続業務を維持するため、業務継続実施責任者は、必要な人員を確保するものとする。

なお、人員確保が困難となった場合は、対策本部に対して、人員の派遣を要請するものとする。

第3 感染リスクの軽減方策

職員は、通勤時の感染リスクを軽減するため、新型インフルエンザ発生時においては、必要に応じて、自転車または徒歩出勤を行うほか、時差出勤を行う。

第3節 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ発生時において、職員及びその家族は、職員の出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、速やかに発

熱相談センター等に連絡し、その指示に従って発熱外来等医療機関にて受診する。その結果、新型インフルエンザの疑いがあると診断された場合には、所属の感染防止従事責任者に連絡する。感染防止従事責任者は、職員に対し休暇の取得等を指導するとともに、厚生課へ速報する。

第5章 業務継続のための執務環境の整備

第1節 庁舎管理及び物資等の確保

第1 庁舎管理

1 庁舎の入庁制限

庁舎管理者は、入庁者に対し、手指消毒及びマスク着用を要請するとともに、インフルエンザの症状のある者の入庁制限を実施する。

2 庁舎の利用制限

庁舎管理者は、各種業務を継続するため、必要に応じ庁舎施設の利用制限を実施する。

3 隔離場所の確保

庁舎管理者は、職場内において職員が新型インフルエンザを発症した場合に備え、隔離場所を確保する。

4 宿泊場所の確保

庁舎管理者は、新型インフルエンザ流行時には、通勤時の感染リスクの軽減のため、職員の宿泊場所を確保し、それ以外の利用を制限する。

第2 物資等の確保

1 対象事業者の把握

業務主管課は、発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を「石川県指名業者名簿」等により把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

2 被留置者の食事の確保

留置業務管理者は、被留置者の食事の契約業者に対し業務継続についての協力を要請する。また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

第2節 情報通信の確保

第1 通信の確保

対策本部は、中部管区警察局石川県情報通信部と連携して、対策本部や各種活動現場において必要な通信を円滑に確保するため、情報通信部との連絡

担当者及びその代替職員を複数人指名する。また、情報通信部との連絡要領や窓口を手順書等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、的確に連絡・連携を図れるようにする。

第2 情報管理機能の確保

システム責任者は、各種情報管理システムの適切な運用が図られるよう、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。また、各種情報管理システムのうち、運用及び障害対応等に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等と連携した対処体制を確保する。

第3節 医療体制の確保

職場において職員が発症した場合に備え、厚生課において、発熱相談センター等の設置状況等を確認し、感染防止従事責任者により職員等に周知させる。

留置業務管理者は、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第6章 感染防止の徹底

第1節 個人及び家庭での感染予防

感染防止従事責任者は、職員及びその家族に咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底させる。

第2節 職場における感染拡大防止策

感染防止従事責任者は、職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- 職員が、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合には、出勤させない。
- 職員同士が、職場内において出来るだけ接触、接近しないように対人距離を保持する。
- 職員にマスクの着用、咳エチケット、手洗い及びうがいを励行させ、適時、職場の清掃・消毒を行う。

第3節 発症者等への対応

第1 職場において発症者が出た場合の措置

感染防止従事責任者は、職場において発症者が出た場合には、次の措置をとる。

- 発症者に対応する職員に感染予防資機材を着用させる。
- 発症者は、会議室等に移動させ、出来るだけ他者との接触を防ぐ。

- 発症者の机等、当該職員が接触した可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者及び発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指示に従い対応する。

第2 休暇措置

- 1 新型インフルエンザ様の症状がある場合
感染防止従事責任者は、年次有給休暇又は病気休暇を取得するよう指導する。
- 2 濃厚接触者として、外出自粛要請等の措置を受けている場合又は停留の措置を受けている場合
感染防止従事責任者は、特別休暇（石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第11条第11号）を取得するよう指導する。
- 3 保育施設や介護施設等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合
感染防止従事責任者は、年次有給休暇を取得するよう指導する。

第4節 来庁者への対応

第1 入庁制限

庁舎管理者は、発熱等症状の確認、入庁時の消毒及びマスクの着用等を要請するほか、発熱等の症状がある場合は、入庁制限をする。

第2 訪問者の執務室への入室制限

庁舎管理者は、庁舎内へのインフルエンザウイルスの侵入を防止するため、来庁者との面会場所を執務室以外に設け、外部からの訪問者の執務室への入室を制限する。

第7章 業務継続計画の発動等

第1節 発動

業務継続計画は、原則、国内で新型インフルエンザが発生し、石川県が第三段階（県の感染拡大期）に至った時点で、流行状況等を考慮の上、対策本部において、発動を決定する（「石川県新型インフルエンザ対策業務継続計画」第1総論4計画の実施時期参照）。

初期段階で発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が不明である場合は、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高い業務の早期縮小・中断や、感染リスクの軽減方策を実施していくものとする。

第2節 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、業務継続計画に沿って、人員

体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、対策本部と必要な調整を行う。

第3節 通常体制への復帰

原則として、政府対策本部が第四段階（小康期）の宣言をした場合に、県内での流行状況等を踏まえ、対策本部において通常体制への復帰を決定する。ただし、第四段階の宣言の前に順次通常体制に復帰すること又は第四段階の宣言の後も業務継続計画の発動を継続することがある。

第8章 業務継続計画の維持・管理等

第1節 公表・周知

業務継続計画の概要は公表する。特に、県民生活に影響を及ぼす業務の縮小・中断については、広報を行うものとする。

第2節 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、本計画及び発生時の対応について周知させ、理解させるとともに、定期的に教育・指導を行う。

また、新型インフルエンザが発生し、欠勤率が高まった場合の対応や職場において発症者が出た場合の対応等訓練を実施し、業務継続計画の点検確認を行うほか、改善点等課題分析を行うものとする。

第3節 点検・改善

新型インフルエンザに関する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ対策行動計画等が変更された場合、訓練等を通じて改善が必要となった場合等には、業務継続計画の修正を行う。

また、人員計画で把握した職員や物資・サービス等の対象事業者のリスト等の変更についても適宜点検し、必要な修正を行うものとする。

(別表省略)